

## 兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年12月31日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。  
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

### ●小野市

| No. | 行政サービス等の内容             | 受理証明書の提示等 |    | 問い合わせ先                   |              | 備考 |
|-----|------------------------|-----------|----|--------------------------|--------------|----|
|     |                        | 必要        | 不要 | 担当課                      | 電話番号         |    |
| 1   | DV相談                   | ○         |    | 小野市配偶者暴力相談支援センター(DVセンター) | 0794-63-1116 |    |
| 2   | 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 | ○         |    | 小野市配偶者暴力相談支援センター(DVセンター) | 0794-63-1116 |    |
| 3   | 犯罪被害者等支援金(遺族支援金)       | ○         |    | くらし安心グループ                | 0794-63-1273 |    |
| 4   | 要介護認定申請                |           | ○  | 高齢介護課 介護保険係              | 0794-63-1509 |    |
| 5   | 生活保護制度                 |           | ○  | 社会福祉課 社会福祉係              | 0794-63-1011 |    |
| 6   | 身体障がい者等に対する軽自動車税の減免    |           | ○  | 税務課 市民税係                 | 0794-63-1009 |    |